

嶺南広域行政組合事務所の位置を定める条例

平成 9 年 7 月 1 日

条 例 第 2 号

改正 平成 28 年 3 月 29 日 条例第 1 号

改正 平成 29 年 3 月 29 日 条例第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定により、嶺南広域行政組合事務所の位置を次のとおり定める。

敦賀市東洋町 1 番 1 号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。